相続は賢く学んだ人が賢く生き残る！！

（社）埼玉県相続コンサルティングセンターでは、相続税の増税を見据えて、
相続税対象者の方に賢く学んで賢く財産を残してもらうべく支援をしております。
税理士の先生や各種専門家と連携をして地域密着した活動をしております。

相続・不動産コンサルタント　毛利　豪

＜相続税は不動産で減らす！！＞

相続税を減らすにはいくつかの方法があります。借入もそうですし、現金を不動産に換える事も効果があります。またあまり知られていないのが、相続発生後でも減らす事が可能な事です。
図１・２は簡単な事例ですが、図１は夫婦で共有（節税対策のため妻も養子に入っている）で取得したケースです。ついつい共有にしてしまいますが、図２のように取得者を分けると、相続発生後でも相続税を下げられます（不合理分割にならない様に注意）

図 1

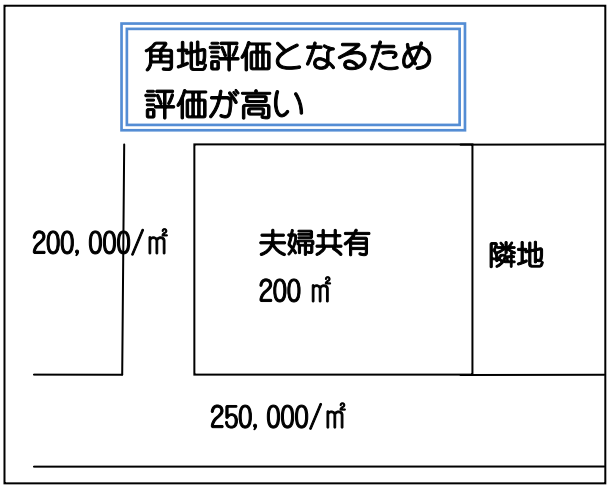

図 2

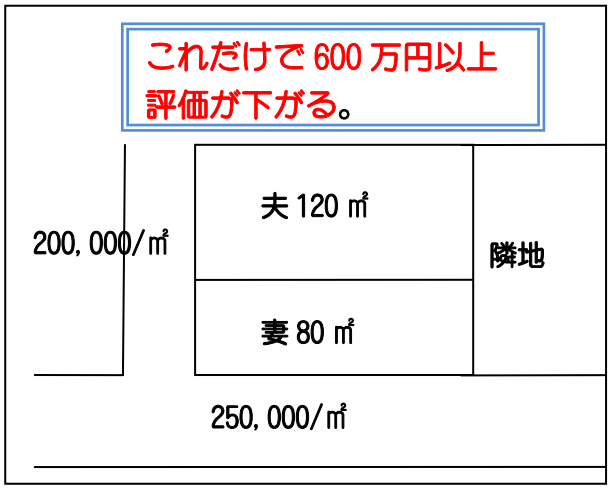

＜税理士の罠＞　相続税の申告を、確定申告を頼んでいる先生に頼まれる方が非常に多いですが、実はこれは危険です。相続税法は税理士試験の選択科目なのです。飲食店に例えるとラーメン屋の店主に寿司の握り方を聞いているようなものです。大事な資産の相談は、その道のプロに頼まれる事をおすすめします。

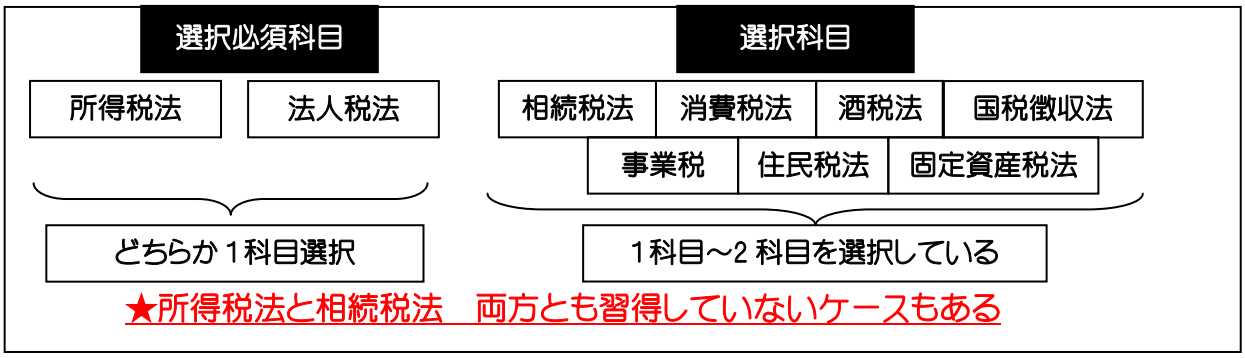

※あくまでもよくあるケースの事例ですので、対策を行う場合は必ず専門家へ確認をしてください。

一般社団法人 埼玉県相続コンサルティングセンター
お問合せ先：048-871-6237

無料相談実施中！！